

板倉町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 平成31年度の人件費率
令和 2年度	人 14,322	千円 7,142,136	千円 708,248	千円 1,263,931	% 17.7	% 19.7

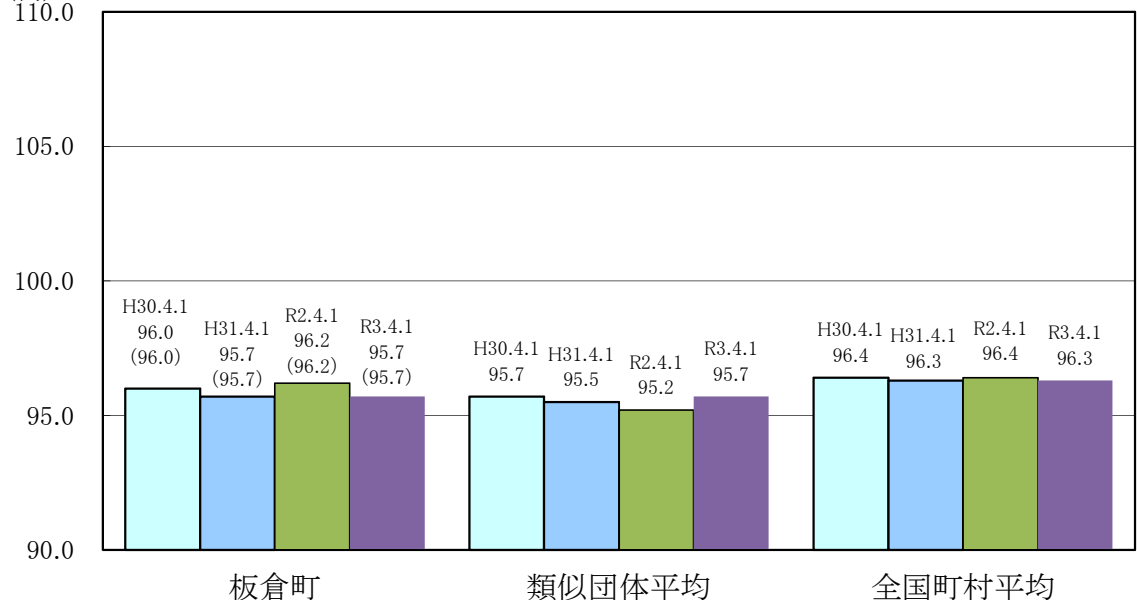
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 2年度	人 129	千円 447,459	千円 62,592	千円 181,270	千円 691,321	千円 5,359	千円 5,443

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

(例)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧 告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	% 改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.6%引下げ。
激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準で支給対象地域外のため、地域手当の支給なし。(ただし、勤務地が支給対象地域の場合のみ支給)

③その他の見直し内容

(平成28年4月1日実施) 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
板倉町	41.4 歳	301,800 円	348,831 円	332,005 円
群馬県	43.3 歳	332,200 円	416,551 円	364,119 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
類似団体	41.4 歳	300,680 円	348,369 円	326,102 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
板倉町	* 歳	2 人	* 円	* 円	* 円	—	—	—	—
うち自動車 運転手	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	乗用自動車 運転者	54.1 歳	229,900 円	—
群馬県	54.2歳	68 人	350,800 円	379,316 円	369,430 円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,201 人	286,947 円	—	328,603 円	—	—	—	—
類似団体	50.4歳	7 人	276,966 円	298,350 円	288,025 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
板倉町	—	—	—
うち自動車 運転手	* 円	3,129,500 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成30年～令和2年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された
期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		板倉町	群馬県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	187,200 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	153,900 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	150,600 円	149,500 円	—
	中 学 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	251,513 円	317,200 円	* 円	386,460 円
	高 校 卒	—	—	—	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

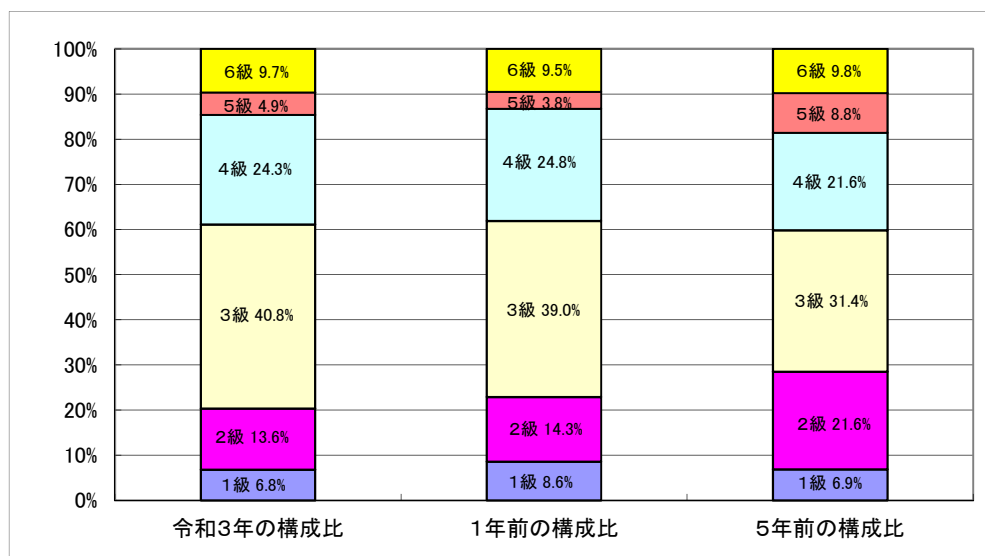
※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

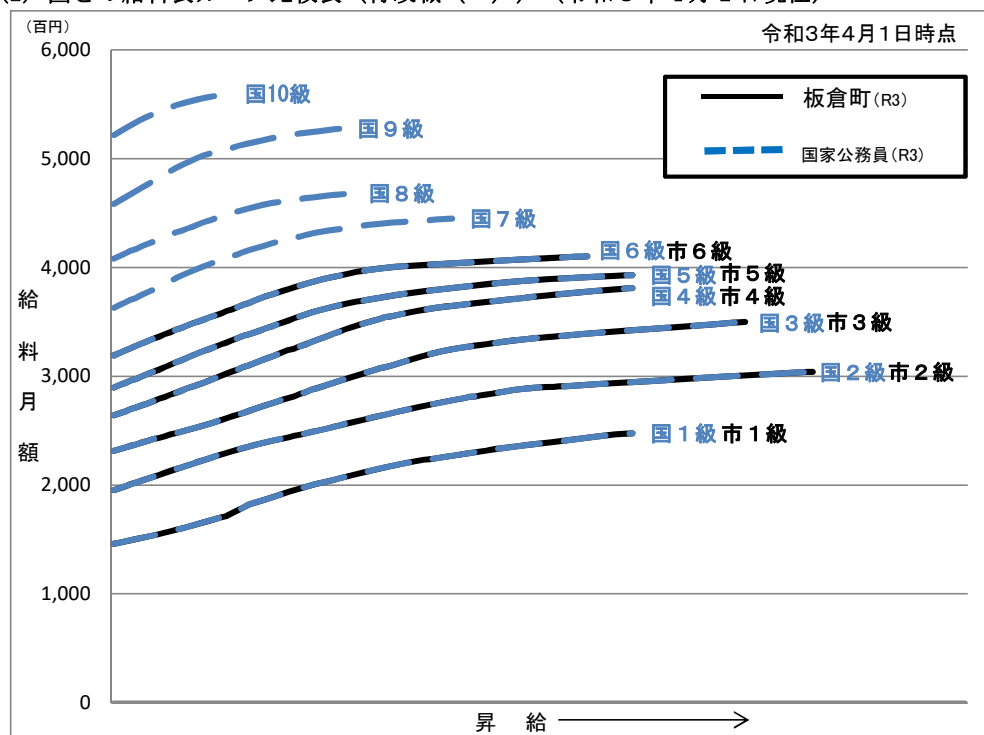
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	主幹の職務	人 10	% 9.7	円 319,200	円 410,200
5 級	副主幹の職務	人 5	% 4.9	円 289,700	円 393,000
4 級	主査の職務	人 25	% 24.3	円 264,200	円 381,000
3 級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	人 42	% 40.8	円 231,500	円 350,000
2 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	人 14	% 13.6	円 195,500	円 304,200
1 級	定型的な業務を行う職務	人 7	% 6.8	円 146,100	円 247,600

- (注) 1 板倉町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（板倉町）

令和3年4月2日から令和4年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
ロ 人事評価を活用していない	標準の区分のみ（一律）				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

板倉町	群馬県	国
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,509 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,668 千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督者加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（板倉町）

令和3年度中における運用	管理職	一般職員
イ 人事評価を活用している		
活用している成績率	支給可能な成績率 支給実績がある成績率	支給可能な成績率 支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）		
ロ 人事評価を活用していない	○	○
活用予定時期	未定	未定

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

板倉町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.270750 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709000 月分 最高限度額 47.7090 月分 47.709000 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 全退職手当受給者 14,296 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.270750 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709000 月分 最高限度額 47.7090 月分 47.709000 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(令和2年度決算)		—	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		—	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	—	—	—

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(令和2年度決算)			689 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)			45,935 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)			10.6 %	
手当の種類(手当数)			3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する支給 単価
防疫等作業手当	感染症等防疫作業に従事する職員	感染症等防疫作業	3 千円	従事した日1日につき 300円 新型コロナウイルス感染症に対する作業等は1日につき3,000円
行旅病人及び行旅死亡人業務手当	行旅病人の救護業務又は行旅死亡人の取扱業務に従事する職員	行旅病人の救護業務又は行旅死亡人の取扱業務	0 千円	従事した日1日につき 1,000円
災害応急作業等手当	災害応急作業等手当に従事する職員	邑楽東部第1排水機場における排水作業、排水作業中における巡回調査	686 千円	作業日及び時間に応じて、従事した時間1時間につき3,391円～4,340円の範囲

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	12,501 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	130 千円
支給実績(平成31年度決算)	13,584 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成31年度決算)	153 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 10,000円 (16歳年度初めから22歳年度末までの子1人につき5,000円加算) ・子以外 6,500円	同じ		14,854 千円	243,508 円
住居手当	住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に、家賃の月額に応じた額を支給(上限28,000円)	同じ		6,247 千円	271,593 円
通勤手当	通勤のため交通機関等の利用又は自動車等の使用を常例とする職員で、徒歩の場合の通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ・交通機関等の利用者 運賃等相当額(上限55,000円) ・自動車等の使用者 使用距離に応じた額(2,000円～31,600円)	同じ		6,047 千円	57,588 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・課長級 62,300円 ・課長補佐級 49,600円 ・係長級 45,000円	異なる	職責により独自の額を設定	27,175 千円	590,757 円
管理職員 特別勤務手当	臨時又は緊急の必要により、週休日等又は平日深夜に勤務した管理職員に支給 ・課長級 7,000円(3,500円) ・課長補佐級 6,000円(3,000円) ・係長級 5,000円(2,500円) ()内は、平日深夜に勤務した場合	異なる	職責により独自の額を設定	0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務に従事した職員に支給 ・5時間未満の勤務 1回につき2,200円 ・5時間以上の勤務 1回につき4,400円	同じ		1,322 千円	22,037 円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分			給 料	月 額	等
給 料	町 長		556,500 円	(参考)類似団体における最高／最低額	
		(795,000 円)	847,000 円／	556,500 円	
	副 町 長		514,400 円	679,000 円／	514,400 円
		(643,000 円)			
報 酬	議 長		323,000 円	331,000 円／	252,000 円
		(ー 円)			
	副 議 長		245,000 円	262,000 円／	193,000 円
		(ー 円)			
議 員		222,000 円	240,000 円／	172,000 円	
	(ー 円)				
期 末 手 当	市区町村長	(令和2年度支給割合)			
	副市町村長	4.5 月分			
	議 長	(令和2年度支給割合)			
	副 議 長	4.5 月分			
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市町村長	556,500円×在職年数×520/100	11,575,200 円	任期毎	
		514,400円×在職年数×300/100	6,172,800 円	任期毎	
	備 考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

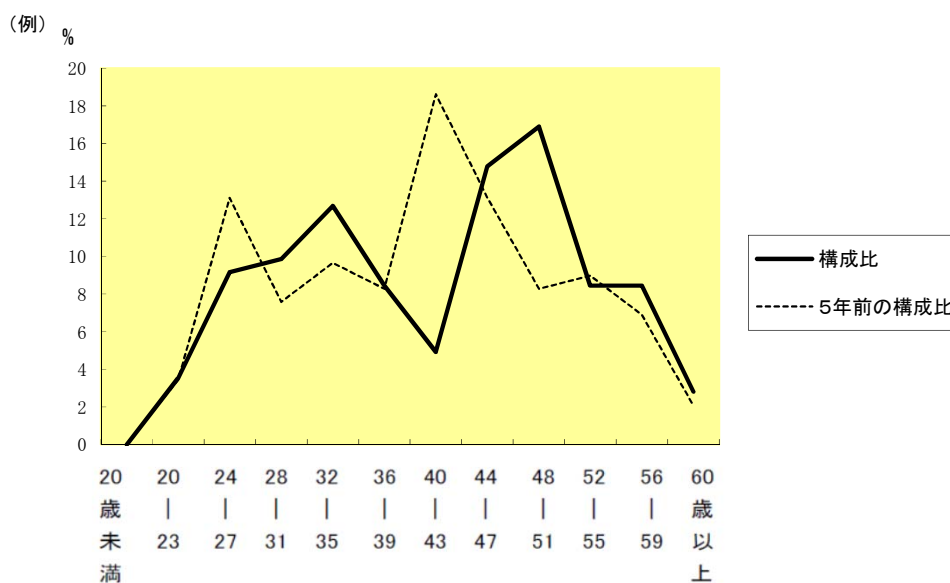
(各年4月1日現在)

（令和4年10月現在）

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和3年	令和2年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	事務分掌の見直しによる職員減
		総 務	34	35	△ 1	
		税 務	11	11	0	
		民 生	25	25	0	
		衛 生	11	11	0	
		労 働	0	0	0	
		農林水産	11	11	0	
		商 工	4	4	0	
		土 木	11	11	0	
		計	109	110	△ 1	<参考> 人口1万当たり職員数 76.11 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 96.49 人)
	教育部門	19	19	0		
	消防部門					
	小 計	128	129	△ 1	<参考> 人口1万当たり職員数 89.37 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 114.87 人)	
公 会 計 部 門 等	下 水 道	3	3	0		
	そ の 他	11	11	0		
	小 計	14	14	0		
合 計			142 [165]	143 [165]	△ 1 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 99.15 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	13人	14人	18人	12人	7人	21人	24人	12人	12人	4人	142人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年 度	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
部門別							
一般行政	107	110	110	112	110	109	2 (1.9 %)
教育	21	21	20	19	19	19	△ 2 (△ 9.5 %)
消防	0	0	0	0	0	0	—
普通会計	128	131	130	131	129	128	0 (0.0 %)
公営企業等会計	14	14	15	13	14	14	0 (0.0 %)
総合計	142	145	145	144	143	142	0 (0.0 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にとっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

水道事業については、平成28年4月1日に3市5町（太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）にて統合され、「群馬東部水道企業団」へと移行しています。